

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 通信販売は、契約・解約条件をよく確認しましょう！
- 2 「お金をあげる」とメールが届き信じた高齢者が被害に！

■ 通信販売は、契約・解約条件をよく確認しましょう！

インターネットの通販サイトで健康食品やダイエットサプリを安い価格で購入したら、実際は定期購入の契約だったという相談が増えています。

《事例》通販サイトに健康食品の広告があった。お試し価格500円で、安いと思い注文した。商品が届き、今回の契約は6回の定期購入で、2回目以降は8千円になると分かった。サイトを再確認すると、とても小さな文字で定期購入のことが書かれていた。「解約したい」と伝えたいが、「できない」と言われた。

《アドバイス》契約条件や返品特約が記載されていれば、原則として業者の示す内容に従うこととなります。記載が分かりにくい場合などは、その旨を主張して業者と話し合うこととなりますが、業者に電話をしてもつながらないという事例もあります。「お試し」「初回無料」などと大きく表示されている広告に惑わされず、契約内容や解約条件をよく確認しましょう。

■ 「お金をあげる」とメールが届き信じた高齢者が被害に！

《事例》高齢の父がパソコンに届いた「6億円譲る」というありえないメールの内容を信じ、メールのやり取りをしていたようだ。やり取りのためのポイント購入に60万円を銀行ATMで振り込み、10万円をカード決済した。父のパソコンメールの内容を確認すると、アカウントを作るためにポイントを購入する必要があると、サイトから何度も言われていた。

《アドバイス》この他にも、「お金をあげたい」などといったメールから有料の出会い系サイトに誘導され、やり取りするうちに高額な利用料を支払ったという事例もあります。このようなサイトでは、通常のメールとは異なり、ポイントを購入し、そのポイントを使ってサイト内でメールを行う仕組みになっていることがほとんどです。相手は、お金を渡すため、など様々な口実でメールを続けるよう促すので、気づいたときには多額の費用をつぎ込んでしまいます。うまい話はありません。ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないようにしましょう。高齢者の方が被害に遭わないよう、見守ることも大切です。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp